

2026年6月議会 一般質問概要

●：質問させていただいたもの

○：時間の都合上、質問できなかったもの

1, 管理不全の空き家への対応は（資料も参照ください）

令和5年度に国勢調査が行われ、令和6年度から令和8年度にかけて空き家の実態調査が実施されました。当町における空き家総数は419件で、平成27年度と比較し50件増となり、空き家の約30%（125件）で屋根の剥落等、約45%（190件）で樹木や雑草の繁茂が生じている等が発生していて、地域住民からは困惑の声も聞かれます。空き家所有者だけの問題ではなく、その近隣の住民の生活へ影響が生じていますが、特に管理不全の空き家に対して、どのように対応していくのか伺う。

（危機管理課長）

お答えいたします。質問事項1について、事務を担当しております私からお答えいたします。議員御指摘のとおり、管理不全な空き家は、近隣にお住まいの皆様のご生活環境に多大な影響を及ぼすものであり、町としても極めて重要な課題であると認識しております。現在、町には年間約150件もの空き家に関する苦情や御相談が寄せられており、その大半が、質問にございました樹木や雑草の繁茂に関するものでございます。これらは地域住民の皆様のご快適な生活を脅かすものであり、早急な対応が必要不可欠であります。こうした中、国におきましても対策が強化され、令和5年に空家等対策の推進に関する特別措置法が改正されました。これにより、倒壊の危険がある「特定空家等」の手前の段階である「管理不全空家等」についても、新たに指導・勧告の対象となりました。勧告を受けた場合には、固定資産税の住宅用地特例（減額措置）が解除されるとい

う、実効性のある仕組みも設けられたところでございます。これらを踏まえ、当町における今後の対応について、三つの柱で一步踏み込んだ取組を進めてまいります。一点目は、相続財産清算人制度の積極的な活用です。所有者がお亡くなりになり、相続人が存在しない、あるいは全員が相続放棄された物件は、管理者が不在のまま老朽化が進行してまいります。そこで町では、利害関係人として家庭裁判所へ相続財産清算人の選任申立てを行い、根本的な解決を図っております。令和7年度に1件、令和8年度はすでに2件の申立てを行いました。令和7年度の案件では、10年以上放置され、樹木が2階の屋根を超えるほど繁茂した極めて劣悪な状態でしたが、現在は選任された弁護士により、売却・適正管理に向けた手続が進められております。今後も相続人のいない空き家に対しては、この制度を積極的に活用してまいります。二点目は、所有者に対する「粘り強い働きかけ」の徹底です。空き家管理の原則は、あくまで所有者自身の責任です。まずは文書による改善要請を行い、反応がない場合には、電話催告や自宅への直接訪問を重ね、課題解決に向けた指導や協議を粘り強く実施してまいります。所有者が抱える事情、例えば高齢化や経済的理由などにも寄り添いながら、まずは自主的な適正管理を促します。三点目は、法的根拠に基づく「管理不全空家等」の厳格な認定です。固定資産税の特例解除は所有者に不利益を伴う措置であるため、認定に当たっては、建物の危険度や所有者の置かれた状況を慎重に判断する必要があります。しかしながら、度重なる文書通知や個別訪問を行っても一向に改善の兆しが見られない、あるいは管理の意思が全く認められないといった悪質な事案につきましては、地域住民の皆様の安全な生活環境を守るため、今後は「管理不全空家等」への認定を視野に入れ、法に基づく一連の措置を断固として執行してまいります。町といたしましては、税務・建築などの関係部署がしっかりと連携し、一丸となってこの空き家問題に立ち向かい、住民の皆様が安心・安全に暮らせる生活環境を確保してまいります。以上でございます。

●A ランクでなくとも、近隣住民に影響が生じている空き家もあると思われます。地域住民からのお問い合わせが多い空き家については、ランクに関係なく、別枠の判断基準を設ける必要性を感じていますが見解を伺います。

●2023年に空き家対策特別措置法が改正され、樹木が隣地との境界を超えている部分については切ることができるようにもなりました。隣地との境界を超えている部分について、当町ではどのように対応されているのか伺います。

●切った際に生じた費用負担、また、万が一、樹木を切ったことなどでトラブルが生じた場合の対応を当町はどのように考えているのか伺います。

●地域住民の負担にならない仕組みづくりの必要性を感じております。例えば、管理不全空家等にかかる固定資産税の一部を積み立てるなど、代執行の費用を確保することはいかがか伺います。

●（町長）町長に伺います。地域住民の安心・安全に暮らせる生活環境を確保するために、空き家を担当する職員を増やし、空き家対策をさらに進めていく必要性を感じておりますがいかがでしょうか。

●空き家に関しても事後保全ではなく、予防保全が大事と考えます。将来、空き家になりそうな世帯（ご高齢者だけの世帯など）にどのようなアプローチをされているのか伺います。

●自治会のご負担にならない程度で、住まいのエンディングノートのお届けを自治会に手伝っていただくのはいかがか伺います。

2, よりよい教育環境の整備を（資料もご参照ください）

先日、杉戸町立西小学校と杉戸町立高野台小学校を見学してきました。特に西小学校では外壁や内装の剥がれ、それによる雨漏り、ひび割れなどの老朽化が深刻ですが、予算不足のため、それらの補修ができていない現状があります。当町の予算規模は年々大きくなっていますが、学校施設の老朽化対策に使えるお金は足りず、学校が学校としての機能を果たせなくなることを危惧しています。そこで以下伺う。

(1) お金がないため補修ができていない現状を町はどの ように考えているのか。

(2) 町長は学校給食費の段階的無償化を実施している が、給食を提供する学校施設の老朽化が深刻である。学校施設の維持管理費の捻出や子どもたち・先生方のよりよい 教育環境の整備の必要性をどのように考えているのか。

(1) (教育総務課長)

お答えいたします。質問事項2、質問要旨（1）について、事務を担当しております私からお答えをいたします。財源不足に伴う学校施設の老朽化対策の遅れにつきまして、教育委員会といたしましては、児童生徒の安全を脅かし、地域の防災機能をも低下させる「先送りのできない重大な危機・課題」として重く受け止めております。具体的な状況認識についてでございますが、まず、極めて厳しい財政状況により、学校施設の改修・修繕予算が十分に確保できていない点は、議員御指摘のとおりでございます。次に、本町の小中学校の多くは、昭和40年代後半から50年代にかけてのいわゆる第2次ベビーブーム期に建築され、すべて築30年以上が経過して

おります。老朽化に伴う外壁モルタルのはく離、広範囲にわたる雨漏り、地盤沈下など、児童生徒の安心・安全を脅かす不具合や事故リスクは確実に増加しているものと考えております。さらに、全ての小中学校は地域の指定避難所又は指定緊急避難所を兼ねております。校舎・体育館等の老朽化やバリアフリー化・トイレの洋式化の遅れは、災害時に地域住民の生命や避難生活を守るインフラとして機能しないおそれがあり、単なる教育問題ではなく、地域全体の防災上のリスクであると捉えております。最後に、新たな教育環境整備への対応も課題です。近年の猛暑に伴う空調設備の設置や、一人一台端末の高度情報化に対応するための通信環境など、現代の学校に求められる性能水準へは一通り対応したものの、今後は経常的な維持管理経費が町財政に大きな負担となるものと認識しております。以上でございます。

(2) (町長)

お答えいたします。質問要旨(2)についてでございますが、学校給食費の段階的無償化については、国・県の動向や町の財政負担を勘案しながら段階的に進めるとともに、中学校の第1子への無償化拡大につきましても、国・県の動向や財政状況を慎重に見極めながら、その制度内容を慎重に検討していく方針でございます。一方、第6次杉戸町総合振興計画におきましては、教育環境の安全・安心の確保を重視しております。学校施設の老朽化対策に対しては、現場の意見や要望を吸い上げながら、計画的な維持管理・修繕・改修に努め、安心・安全で快適な教育環境の整備を推進してまいりたいと考えております。今後とも、学校施設の適切な維持管理については、町の財政状況等を見極めた計画的な修繕・改修を基本方針として取り組んでまいります。私は、令和8年度施政方針において、激変する環境に即応する「経営」、慣習にとらわれず果敢に挑む「挑戦」、町の強みを生かし弱みを克服する「成長」を念頭に、「前へ、前へ」と前進する姿勢で町政運営に邁進するとの基本理念を表明いたしました。この理念に基づき、学校給食の段階的無償化と学校施設の適切な維持管理という2つの施策を進めることは、まさに「二兎を追う」ものであり、二律背反の立場を取るつもりはございません。私の公約に掲げた新規事業の「探索」と、当然成すべき既存事業の「深化」という、一見矛盾する資源の配分を、町政運営の仕組みとして同時に成立させる「両利きの経営」を全力で推進してまいり所存でございます。以上でございます。

●西小学校の体育館の天井の剥離・校内の雨漏りなどに修繕をお願いしたい現場からの声はいつからあったのか伺います。

●西小学校では外壁が剥落したことがあり、幸いにも人的被害は出ませんでした。体育館の天井の剥離、校内の雨漏り、天井が落ちてくるなど危険性はどれくらい認識されているのか伺います。

○西小学校について、老朽化によるリスクなどの現状があることを保護者には伝えているのか伺います。

○西小学校は少なくとも令和10年3月までは学校施設として使用しますが、どの程度の修繕をされるのか伺います。

●町内の学校施設の危険個所の調査や把握はできているのか伺います。

○上記に対して、まずは安全面の確保という点で、全箇所を修繕できるのか伺います。

●（町長）学校施設の老朽化への費用をどのように捻出されていくのか伺います。

●（町長）デザートがほとんど無くなり、プレートの半分が空いていることもあります。学校給食費の国や県の負担で町負担でなくなった分を老朽化対策に充てていくべきと考えますが、町長の見解を伺います。

●（町長）学校給食費の無償化ではなく、学校給食費の抜本的な負担軽減となりました。当町では、食材費の基準額を超える分を町負担とされており、現在、賄材料費で約1000万円の赤字とお聞きしています。今後の物価高騰で、赤字が膨らんでいくことは十分に考えられます。学校施設の老朽化対策や長寿命化にしっかりと取り組んでいくとのことですが、町長の考える「しっかり」とは何を目標に取り組んでいかれるのか伺います。

●（町長）財源捻出の努力を積み重ねているということですが、具体的にどのような取組をされているのか伺います。

3. 人と人の絆の再生を

ふれあいの希薄化や核家族化など社会環境の変化に伴い、地域住民から行政へのニーズは多様化し、行政がそれらすべてに応えきれない現状があると考えます。行政の役割やあり方について立ち止まり、行政として何にどのような支援をしていくのか考える必要性を感じています。行政だけでまちづくりをすることは不可能であり、官民が一致団結したまちづくりを目指していただきたく、以下伺う。

(1) 自治会は住民の自治組織であるが、行政との連絡役を担い、地域課題の解決や災害時の助け合いの基盤になり、まちづくりのための大切な役割を担っている。しかし、自治会の担い手不足の声もある中、住民自治をどのように支援していくかは課題である。「第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画」における「スギトゴトプロジェクト」では、スギトのコトを自分ゴトとして「考え、行動する」ことが設定されているが、本プロジェクトの実現のために、住民自治に対して、どのような支援をしていくのか。

(2) 三世代家族で同居・近居することを推進している自治体もある。高齢者の孤立防止や子育ての負担軽減という意味でも、三世代で永く住めるまちづくりを推進するのはいかがか。

(3) 保護者の病気や虐待などにより、家庭での養育が困難な子どももいる。当町の里親制度において、ケアを必要とする子どもへの町の支援状況は。

(1) (住民協働課長)

お答えいたします。質問事項3、質問要旨(1)について、私からお答えをいたします。自治会を始めとする地縁団体は、地域におけるまちづくりの大切な担い手であり、地域課題の解決や災害時の助け合いなど、極めて重要な役割を果たしていただいていると認識しております。現在、多くの地域において役員の担い手不足や高齢化が深刻化している現状につきましては、担当課といたしましても、住民自治の持続可能性に関わる課題であると受け止めております。第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画のリーディングプロジェクトである「スギトゴトプロジェクト」は、町に関わる全ての人が、それぞれの立場で地域の課題を「自分ゴト」として捉え、行動していくことで、杉戸町が元気で、魅力があり、愛着を持てるまちを目指すものでございます。このような「自発的な協働」の精神を地域社会において育てていくためにも、まずはその根底にある、住民自治の基盤である自治会や行政区が、健全かつ持続可能に運営される環境が不可欠であると考えております。町といたしましては、自治会が住民の皆様によって自主的に組織・運営される任意団体であるという原則に立ち、その内部運営に対して行政が直接的に関与・指導することは避けるべきという、これまでの基本的な立場に変わりはありません。しかしながら、実態として行政区の運営と自治会の活動は密接に結びついていることから、町が果たすべき具体的な支援といたしましては、行政区へお願いしている各種業務や情報伝達の手法そのものを不断に見直し、地域の負担を軽減していくこと、具体的には、事務のスリム化やデジタル化の推進等が考えられると認識しております。これまでの慣例にとらわれず、行政区における事業を適切に整理・効率化していくことで、地域の皆様が過度な負担なく、持続可能な形で住民自治を運営していけるよう支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

(2) (総合政策課長)

お答えいたします。質問事項3、質問要旨(2)について、事務を担当しております私からお答えをいたします。家族や地域の協力やつながりがあることで、高齢者の方にとっては、見守りや買い物・通院の支援などが期待でき、子育て世代にとっても、子どもの預かりや見守りなどの支援が期待できるため、家族にとって多くのメリットが享受できるものと考えております。そのため、議員質問の三世代で同居若しくは近居での生活は、町といたしましても大変望ましい環境であると考えております。そのため、本年度から開始しました第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画におきまして、「施策16地域で支え合い、助け合う体制づくり」におきまして、高齢者や子育て世代だけでなく、一人ひとりが生きがいを持ち暮らしていける社会の実現のため、人と人がつながり、互いに助け合う体制づくりや人材育成などを計画に位置付けており、地域共生社会の実現に向けて取り組んでいるところでございます。当課の取組といたしましては、子育て世代を対象に移住・定住促進奨励金を本年度から休止しておりますが、その主な理由といたしまして、移住者へのアンケート結果では、奨励金があったことを理由として挙げた方は少数であり、回答が多かった理由は、「住宅・土地の条件が良い」や「親など親族等のつながりがある」、「近隣に住んでいた」といった理由で半数を占めるほか、自然の豊かさ、子育て環境、アクセス性など「住環境の良さ」を理由にした割合も多く、移住者の多くは、杉戸町の良さや杉戸町とのつながりが決め手となったと分析したところでございます。これらの分析を踏まえ、移住・定住の促進につきましては、限られた財源を、子育てや教育環境の充実といった住環境の整備など、町の魅力向上を図る取組や、自然環境を含む町の魅力を多くの方に届ける取組に注力することで、「選ばれる町」になるよう取り組んでまいりたいと考えております。このような取組を推進することで、議員指摘の多世代による同居・近居を希望する方を含め、多くの方々の移住・定住につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

(3) (子育て支援課長)

お答えいたします。質問事項3、質問要旨(3)について、事務を担当しております私からお答えをいたします。議員承知のとおり、核家族化や地域コミュニティの希薄化に加え、子育て世帯を取り巻く環境も複雑化しており、家庭内だけで課題を抱え込んでしまうケースも増えております。こうした中、子供の健やかな成長を社会全体で支えていくためには、里親制度を含めた社会的養護の充実が必要不可欠であると考えております。里親制度につきましては、児童福祉法に基づき埼玉県が主体となり、町を所管する越谷児童相談所を中心に、里親登録や研修、委託調整などを実施しておりますが、町におきましても、関係機関と連携しながら支援に取り組んでおります。具体的には、当課を中心として、学校、保育園・幼稚園、医療機関などと連携し、支援を必要とする子供や家庭の早期発見・早期対応に努めております。また、家庭内での養育が困難であると判断される場合には、児童相談所につなぎ、必要に応じて一時保護や里親委託など、子供の安全を最優先とした対応が図られるよう連携をしております。また、里親制度そのものについて、まだ十分に認知されていない現状もあることから、春日部市内にございます「社会福祉法人子供の町児童養護施設エンジェルホーム」と共同しまして、子育て支援課内へのポスター掲示やリーフレットの配架、さらには、越谷児童相談所が主催する「里親入門講座」の開催案内を町広報紙に掲載し、周知徹底を図るなど、地域全体で子供を支える環境整備に努めております。議員指摘のとおり、行政だけで地域課題のすべてを解決することは難しく、地域住民、関係団体など、多様な主体が連携しながら支え合うことが重要であると考えております。子供たちにとっては、慣れ親しんだ地域環境の下で生活することが望ましいと考えられますが、保護者の疾病や虐待等、何等かの事情により家庭生活が継続できないケースもございます。今後につきましても、子供の最善の利益を第一に考え、関係機関との連携を一層強化しながら、すべての子供たちが安心して成長できる地域づくりに努めてまいります。以上でございます。

○自治会は任意の地縁団体で、内部運営に対して行政が直接的に関与・指導することは筋ではありません。一方で、地域課題の解決や災害時の助け合いなど自治会の役割は非常に重要で、行政の手が届きにくいところを自治会が支えている一面もございます。多くの地域において役員の担い手不足や高齢化が深刻化している現状がある中、地域の皆様が過度な負担なく、持続可能な形で住民自治を運営していけるように支援されていくということですが、負担増となっているところもあり、持続可能な運営ができるか不安というお声がございます。住民が主役のまちづくりの未来ビジョンをどのように描かれているのか伺います。

●（町長）第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画のリーディングプロジェクトである「スギトゴトプロジェクト」を実現していくために、現状を踏まえて、どのように住民主役のまちづくりを目指していられるのか伺います。

● 「住宅・土地の条件が良い」や「親など親族等のつながりがある」、「近隣に住んでいた」、自然の豊かさ、子育て環境、アクセス性など「住環境の良さ」、これらを重点的に磨き上げていくことで、杉戸らしさが生まれ、「選ばれる町」にも繋がるものと考えます。第6次杉戸町総合振興計画後期基本計画の施策16をどのように具現化されていくのか伺います。

○（町長）移住・定住促進奨励金制度が休止になりましたが、何か貰えるから杉戸に住むのではなく、杉戸に住みたいから杉戸に住んでいただける取組のひとつとして、家族で永く住める町を推進していただきたいが、町長の見解を伺います。

○子どもが実親から離れ里親に養育されている間、実親へはどのようなサポートがされているのか伺います。

○里親が里子と別れた後のメンタルケアなど、里親や里子への心身のサポート体制は整っているのか伺います。

○里親制度を含めた社会的養護の充実が必要不可欠とございましたが、虐待を未然に防ぐ等、事後的な対策ではなく、予防的な対策も

重要であると考えます。予防的な対策として、家族の絆を深められる取組はされているのか伺います。

私は以前、子供の町でお仕事をさせていただいたこともあり。たとえ虐待を受けていても、その子どもにとってお父さんはお父さん、お母さんはお母さんで、誰かが取って代わることはできないと思っております。それだけ親子の縁は深いものだと感じております。

「家庭内だけで課題を抱え込んでしまうケースも増えている」ということで、核家族化等による子育ての負担増もありますが、子どもの成長に愛情は不可欠です。家庭環境は様々ですが、里親制度を含めて、引き続き、子どもの成長を温かく支えていただきたく存じます。過去の歴史を振り返ってみれば、「家庭的に恵まれなかった人が、刻苦勉励して偉人になった」というケースも数多くあります。子どもたちの可能性の芽を摘まないように、生まれてきて良かったと誰もが思えるまちづくりを目指して、微力ながら私も精進させていただきます。ありがとうございました。